

だい かい よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいきょうぎかいぎろく
第1回 横浜市 障害者差別解消支援地域協議会会議録

<p>にち じ 日 時</p>	<p>へいせい ねん がつ にち すい じ ぶん じ ぶん 平成29年 6月14日 (水) 10時00分～12時15分</p>
<p>かいさいばしょ 開催場所</p>	<p>かながわ じち かいかん かい かいぎしつ 神奈川県 3階 会議室</p>
<p>しゅつ せき しゃ 出席者 めいぼじゆん (名簿順)</p>	<p>いけだ いいん いのうえ いいん さとう いいん すやま いいん ながた いいん ならぎ いいん 池田委員、井上委員、佐藤委員、須山委員、永田委員、奈良崎委員 はまぎ いいん まつしま いいん やました いいん わだ いいん おおほ いいん しみず いいん 浜崎委員、松島委員、山下委員、和田委員、大羽委員、清水委員 いしそ ね いいん かとう いいん かわら いいん やまの い いいん わく い いいん むらおか いいん 石曾根委員、加藤委員、河原委員、山野井委員、湧井委員、村岡委員 なか せ いいん まえざわ いいん いしわた いいん うちじま いいん おおの いいん ほりかわ いいん かなさし いいん 中瀬委員、前沢委員、石渡委員、内嶋委員、大野委員、堀川委員、金指委員 こいずみ いいん えんどう いいん つかだ いいん やまだ いいん ほらぐち いいん 小泉委員、遠藤委員、冢田委員、山田委員、原口委員</p>
<p>けつ せき しゃ 欠席者</p>	<p>ねがみ いいん すずき いいん やまの い いいん 根上委員、鈴木委員、山之井委員</p>
<p>ぎ だい 議題</p>	<p>1 しょうがいしゃさべつ かん そうだんたいおう 障害者差別に関する相談対応について 2 じぎょうしょ じつし じゅうぎょういんけんしゅうどう きょうりょく とりくみ 事業所が実施する従業員研修等への協力の取組 3 じょうほうていきょう 情報提供 4 その他</p>
<p>ぎ じ 議事</p>	<p>1 かいかい 開会 (1) はいふ しりょうかくにんどう 配付資料確認等 (事務局) (配布資料の確認) (2) いいん しょうかい 委員の紹介 (事務局) じんじいどうとう こんねんど しゅうにん いいん かた 人事異動等により今年度から就任された委員の方がいらっしゃい ますので、ごしょうかい 紹介させていただきます。</p>

かはらいん かなさしいん えんどういん はらぐちいん じむきよく じゆん しょうかい
(河原委員、金指委員、遠藤委員、原口委員、事務局の順に紹介)

2 ぎだい 議題

(1) しょうがいしゃ さべつ かん そうだんたいおう
障害者差別に関する相談対応について

いしわたかいちょう ぎだい め しょうがいしゃ さべつ かん そうだんたいおう
(石渡会長) 議題の1つ目、「障害者差別に関する相談対応」について、ま
ずは資料1「相談対応事例一覧」について、じむきよく せつめい ねが
事務局より説明をお願いし
たい。

じむきよく しりょう せつめい
(事務局) (資料1について説明)

いしわたかいちょう しりょう せつめい たい なに しつもん ねが
(石渡会長) 資料1の説明に対して何か質問があればお願いしたい。

いしぞねいん なんばー じれい くに まどぐちそうだん あんない ご
(石曽根委員) No. 1と4の事例は国の窓口相談を案内しているが、その後の
たいおうじょうきょう よこはまし はあく おし
対応状況について、横浜市では把握しているのか教えていただきたい。

じむきよく ご じょうきょう よこはまし はあく
(事務局) その後の状況については、横浜市では把握していない。

いしぞねいん こんご たいおう やくだ おも よこはまし はあく ほう よ
(石曽根委員) 今後の対応にも役立つと思うので、横浜市でも把握した方が良
いと思うがいかがか。

じむきよく はあく げんじょう のち ぎだい そうだんたいおう
(事務局) 把握できていないというのが現状である。後の議題の相談対応の
なか かだい いろいろ なか いろいろ いけん
中でも課題が色々でてくるが、その中でも色々ご意見いただければ
と思う。

つかだ いん しりょう じれいいがい ふく じっさい きかん なんけんそうだん
(冢田委員) 資料1の事例以外も含めて実際にはこの期間に何件相談があつ
たのか教えていただきたい。

じむきよく ぜんかい きょうぎかい じっさい そうだん う
(事務局) 前回の協議会でも実際はもっと相談を受けているのではないか

という意見^{いけん}をいただいたが、現状^{げんじょう}のスキーム^{すきーむ}において市役所^{しやくしょ}の各所属^{かくしよぞく}で
対応^{たいおう}したのは資料^{しりょう} 1 の4件^{けん}だけである。

(冢田委員^{つかだ いいん}) 区役所^{くやくしょ}も含めて^{ふく}4件^{けん}か。

(事務局^{じむきょく}) 区役所^{くやくしょ}も含めて^{ふく}4件^{けん}である。

(須山委員^{すやま いいん}) No. 4 の事例^{じれい}について、F A X は自動受信設定^{ふあつくす じどうじゆしんせつてい}ができるので、そ
れで夜間^{やかん}対応^{たいおう}できるのではないか。それと金融関係^{きんゆうかんけい}の本人確認^{ほんにんかくにん}について、
電話^{でんわ}でないと受け付け^うてくれない。このような相談^{そうだん}が今後^{こんご}もくるかもし
れないので、金融庁^{きんゆうちやう}に対策^{たいさく}を講じるよう^{こう}お願い^{ねが}したい。

(事務局^{じむきょく}) 平成27年度^{へいせい ねんど}に実施^{じっし}した障害者差別^{しょうがいしゃ さべつ}に関する事例募集^{かん じれい ぼしゆう}において
も、須山委員^{すやま いいん}からいただいたような意見^{いけん}をいただいた。今後^{こんご}も事例^{じれい}を周
知^ちしていく中で、金融機関^{なか きんゆう きかん}の方々^{かたがた}にも理解^{りかい}いただいて対応^{たいおう}を一緒^{いっしょ}に考
えていくような仕組み^{しくみ}を作^{つく}っていければと思^{おも}っているところである。

(井上委員^{いのうえ いいん}) この4つの事例^{じれい}は、その後^ごどうなったのか。我々^{われわれ}はその後の流れ^{ご なが}
を知る必要^{し ひつよう}がある。それが勉強^{べんきやう}になり、今後^{こんご}の対応^{たいおう}にも繋^{つな}がってくると
のではないかと思^{おも}う。そのあたり^{あたり}をどのように考^{かんが}えているのか教^{おし}えてい
ただきたい。

(事務局^{じむきょく}) その後^ご、どのような解決^{かいけつ}が図^{はか}られたかは把握^{はあく}していない。しかし、
対応内容^{たいおうないよう}を把握^{はあく}することは、差別^{さべつ}を解消^{かいしょう}する上で大切^{うえ たいせつ}なことだと思^{おも}って
いる。同じこと^{おな}を繰り返^くさないため^{かえ}にも、今後^{こんご}この場^ばで議論^{ぎろん}いただければ
と思^{おも}っている。

(大羽委員) 資料 1 の対応の欄を見ると、ほとんどが横浜市ではなく国の所管省庁が対応している。横浜市で対応できる所管部署がないのかうかがいたい。

(事務局) 横浜市で直接指導できるものは横浜市の所管部署で対応するが、指導権限がない内容については、権限がある省庁等に相談してもらっている。

(内嶋副会長) ここまでの議論をまとめると、相談がたらい回しになってしまっ
ワンストップサービスの問題、そして、横浜市以外の窓口案内した
後の状況の把握が課題である。この課題は今日この場では解決できな
いと思うので、今後も引き続き事務局で考えていただければと思う。

(石渡会長) 今日の議論のテーマでもある相談対応の在り方に、これまでい
ただいた意見も関係してくるかと思う。それでは、次の議論内容につい
て、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) (資料 2、3 について説明)

(事務局) 障害者差別解消法は、障害のある人とない人との対話を推進
し、お互いに理解し合いながら、差別を解消していこうという趣旨の法
律である。

山下委員からいただいた「お互いの歩み寄りが大切である」という意見
に象徴されるよう、横浜市としては、障害の基本的な理解を深め、障
害のある人との建設的な対話による相互理解を大切にしながら、取組を推進

しているが、歩み寄りが難しい＝差別が現実起こってしまうというの
も現実である。

以前、松島委員より「差別にあった際の受け止めは、一人ひとり異なる」というご意見を、また、和田委員から以前「真実と事実は異なる（差別を受けた人が感じた真実と客観的な事実は異なる）」というご意見をいただいた。これは、「差別を受けた人の気持ちに寄り添う」ことの重要性を意味しており、差別を解消する取組を進めるうえで最も重要な姿勢の一つになると思われる。

一方、まだ対応が進行中であるため、事例の詳細はご紹介できないが、差別の相談に関する調整委員会での対応を踏まえると、客観的な事実を詳細に確認し、差別であるか否かを丁寧に議論したうえで、あつせん案を提示していく（いわば事業者に改善を求めていく）こととなる。

場合によっては、事業者の経営面に関わるため、非常に慎重に議論し、客観性を重視している。

この「寄り添い」と「客観性」を兼ねる対応が、障害者差別の解消に向けて、相談窓口に求められる役割の理想像となるだろうが、この理想像は時には相反する関係となることもあるため、特定の一つの窓口が両方の役割を担うことは、実際にはかなり難しいことであると考えている。しかし、差別事例が表に出ずに埋もれている可能性があることや、

だれ 　 そうだん 　 あきら 　 いん
誰かに相談をしても 諦めてしまうことがあるかもしれないことも委員の

みなさま 　 してき 　 じれい 　 おーぶん 　 かいけつ 　 む
皆様からご指摘いただき、こうした事例をオープンにし、解決に向

けた道筋をたどれるようにすることを考えていきたい。

きやつかんせい 　 べつと 　 ちようせい 　 いんかい 　 ぐたいれい 　 ふ 　 けんとう
「客観性」については、別途調整委員会で具体例に触れながら、検討

すす 　 きようぎかい 　 ば 　 よ 　 そ
を進めているところであるため、この協議会の場においては、「寄り添い」

について、「事例を埋もれさせない」ことを目指して、前回に引き続き、

そうだんたいおう 　 かい 　 ぎだい 　 と 　 あ 　 そうだんたいおう 　 かんが 　 うえ 　 もつと
相談対応の課題について議題として取り上げ、相談対応を 考える上で最

じゅうよう 　 おも 　 わ 　 そうだん 　 しょうさい
も重要であると思われる「分かりやすさ」や「相談しやすさ」に詳細に

いけんこうかん 　 かんが
意見交換をしていただきたいと 考えている。

いしわたかいちよう 　 きよう 　 わ 　 やす 　 そうだんまどぐち 　 そうだん 　 やす 　 そうだんまどぐち
(石渡会長) 今日、「分かり易い相談窓口」、「相談し易い相談窓口」、この

ふた 　 しぼ 　 みな 　 いけん 　 おも
二つに絞って皆さんから意見いただければと思います。まずは、「分かり

やす 　 そうだんまどぐち 　 いけん 　 ねが
易い相談窓口」について、どうあるべきか意見を願います。

なが た 　 いん 　 そうだん 　 ぼしよ 　 そうだんまどぐち 　 わ 　 かみ 　 けいしゅつ 　 や 　 じるし
(永田委員) 相談場所に、相談窓口と分かるように紙を掲出したり、矢印が

あったりすると分かり易いのではないか。

しみず いん 　 しょうがいしゃ 　 きべつかいしょうほう 　 しこう 　 ねん 　 げつ 　 じぎょうしょ
(清水委員) 障害者差別解消法が施行されて1年3か月になるが、事業所

く 　 かえ 　 けいはつ 　 おこな 　 ひじょう 　 じゅうよう 　 かんが 　 し
に繰り返し啓発を行っていくことが非常に重要だと 考えている。施

こうちよくご 　 ひろ 　 しゅうち 　 ねん 　 いじょう 　 た 　 しょうがいしゃ 　 かが 　 ひと
行直後は、広く周知されていたが、1年以上経つと 障害者に関わる人

い 　 がい 　 わす 　 そうだんたいおう 　 へいこう 　 じぎょうしょ 　 けいはつ
以外には忘れられている。この相談対応と並行して、事業所への啓発も

く 　 かえ 　 おこな 　 だいじ 　 かんが
繰り返し行っていくことが大事だと 考えている。

すやま いん さべつ さい よ そ い み び あ そうだんまどぐち
(須山委員) 差別にあった際に、寄り添うという意味ではピア相談窓口がある
おも しょうがいしゃ さべつかいしょうほう とも むずか ないよう たんとうしゃ
と思うが、障害者差別解消法に伴う難しい内容となると担当者によつ
たいおう こと おも どういつ まどぐち ほう よ
て対応が異なってくると思うので、統一された窓口があった方が良く
おも
思う。

いのうえ いん び あ そうだんせい ど み なお ひつよう おも すうねんまえ かくく し
(井上委員) ピア相談制度の見直しが必要だと思う。数年前までは各区に肢
たい しかく ちょうかくしょうがい そうだんいん めい はいち いま はましんれん
体・視覚・聴覚障害の相談員が1名ずつ配置されていたが、今は浜身連
いたくじぎょう よこはまらぼーる つき かいじつし そうだん ひと
が委託事業として横浜ラポールで月2回実施している。相談にくる人は
まえ げんしょう さべつ う ひと くる おも ひと こじんてき
前より減少している。差別を受けた人や苦しい思いをした人が個人的に
そうだん ひと ふ そうだん あ かた み
相談しにくる人が増えている。こうしたことから、ピア相談の在り方を見
なお つな つく おも
直して、繋がりを作ってもらいたいと思う。

わ だ いん さべつ う きず そうだん よ わか きず そう
(和田委員) 差別を受けて傷つき、どこに相談して良いか分からず傷つき、相
だん わ かつてもらえず傷つき、3度も傷ついている。自分がもし差別
う ばあい かんが しょうぞく じぶん さべつ
を受けた場合にどうするか考えてみたが、まずは所属しているほっとぽ
つと相談すると思う。そして、障害者差別の窓口を教えてもらい、直接
そうだん おも しょうがいしゃ さべつ まどぐち おし ちよくせつ
連絡することになると思う。ほっとぽつとのスタッフが障害者差別の窓
ぐち あんない
口を案内できるようにしてほしい。

なかせ いん わ やす めん たし まどぐち いっぽんか ほう よ おも
(中瀬委員) 分かり易いという面で確かに窓口は一本化した方が良くと思
きそん しょうがい かん そうだんまどぐち う ま い ほう よ
うが、既存の障害に関する相談窓口を上手く生かしていった方が良いの
ではないかと思う。相談を受ける側が障害特性を理解していないと、そ

それが差別かどうか判断できないと思う。相談する側としても、既存の窓口
に相談した方が身近に感じるのではないか。しかし、窓口がたくさんある
と同じような相談が色々なところに分散されてしまうという心配があるの
で、それらをまとめる部署がないと問題がでてくると思う。

資料1の対応事例が4件と少ないのは、相談は各窓口でしているが、
その後どのように対応するべきか分からずに、そこで埋もれてしまっ
ているのだと思う。

(佐藤委員) 障害者差別の問題は今年度だけではなく、今後永久的に続いて
いくので、そういう意味では一本化された窓口があった方が良いと思う。
そして、横浜市民全員が相談窓口を知っているというところまでもって
いくことが非常に重要である。内部障害でもピア相談を受けたりする
が、ピア相談があるということ自体があまり知られていない。窓口を一本
化するにしろ、しないにしろ、まずは周りに窓口の存在が理解されるとい
うことが重要である。

(山下委員) 窓口の名前が障害者差別だけだと相談しにくい。昔、内閣府の
モデル事業としてパーソナルサポートセンターという窓口があって、そ
こは家庭や仕事の問題など様々なことが相談することができた。そもそ
も差別を受けているか判断できないので、障害者差別の窓口と限定しな
いと、身近に相談する人がいない人は相談しやすくなる。

まつしま いん そうだんまどぐち し そうだん ひと
(松島委員) 相談窓口があると知っていても、相談することができない人がた
くさんいることを改めて知っていただきたい。

はまぎき いん くやくしょ けーすわーかー こま わ
(浜崎委員) 区役所のケースワーカーは細かいことは分からないが制度には
詳しい。細かいことはピア相談員が知っている。区役所のケースワーカー
とピア相談員がリンクするような仕組みがあると良いのではないかと。

すやま いん そうだん そうだん ひと たいさく そうだんいん かた ほう
(須山委員) 相談したくても相談できない人の対策としては、相談員の方が訪
問するしか方法がないのではないかとと思う。相談窓口の周知については、
広報よこはまに毎月掲載すると市民に浸透していくのではないかと思
う。

むらおか いん よ そ きやっかんせい か あ むずか せつめい じ
(村岡委員) 「寄り添い」と「客観性」の兼ね合いが難しさという説明が事
務局からあったが、差別は社会のマイノリティーとマジョリティーの
間で生まれてくる問題だと思っている。「客観性」がマジョリティーで
あってはならない、公平性を保つことが重要である。マジョリティーの
ほう いしきかいかく じゅうよう うえ どうじしゃ よりそ
方の意識改革をしていくことが重要であり、その上で、当事者に寄り添
って、社会に発信していくことが大事である。

ならざき いん そうだん なかまな い ぎろん
(奈良崎委員) 「相談」とはなんだろうとよく仲間内で議論することがある。
わたし なか そうだん こま ひとり かんが はな
私の中の相談とは、困ったときとか一人で考えられないことを話すこ
とが相談だと思っているが、みなさんが考える「相談」とは何か教えて
いただきたい。

うちじまふくかいちょう わたし べんご し そうだん ひと そうだん
(内嶋副会長) 私たち弁護士にもよく相談しにくる人がいるが、これを相談

したいと具体的に言ってくる人はほとんどいない。大体の人が漠然とした悩みを抱えて、どうしたら良いか分からないという状況で相談にくる。

そこから話を聞いて、整理と仕分けをしてあげている。差別解消の窓口をそういった機能を持っていないといけない。また、重要だと感じたのは、和田委員から意見のあった身近にいる相談者に障害者差別に関する窓口の存在を把握させるということ。

(石渡会長) 事務局には本日委員からいただいた意見を基に、図式化していただければと思う。

(2) 事業所が実施する従業員研修等への協力の取組について

(石渡会長) 続いて、2つ目の議題、「事業者が実施する従業員研修等への協力の取組」に進みたい。事務局から資料の説明をお願いしたい。

(事務局) (資料4、5について説明)

(石渡会長) 続いて、研修の実施状況について、各委員からおうかがいたい。

(山田委員) 横浜市としては、パソコン上で研修が受けられるeラーニングというやり方で全職員を対象に行っている。平成28年度の受講率については、20数%だった。また、係長昇任予定者や新採用職員には特に受講するよう勧奨を行っている。それ以外にも、我々が講師となつて、各区などで研修を行っている。

こいずみ いん きょういく いんかい へいせい ねん がつ きょうしよくいんたいおうよりょう さくせい
(小泉委員) 教育委員会では、平成29年3月に教職員対応要領を作成し、
はいふ きょうゆう いん とらねつ と の ぜんこう しゅうち きょうゆう
配付するとともに共有のイントラネットに載せて全校で周知・共有を
おこな しりつがっこう こうちようかい けんしゅう じっし いらい けつ か
行っている。また、市立学校の校長会で、研修の実施を依頼した結果、
しょうがっこう こう ちゅうがっこう こう こうこう こう じっし へいせい ねん ど ひ つづ
小学校9校、中学校6校、高校1校で実施した。平成29年度も引き続き
つづ
続けていく。

かとう いん よこはまぎんこうきょうかい ぎんこう かめい ねんほど きょう
(加藤委員) 横浜銀行協会には23の銀行が加盟している。ここ3年程、協
かい ちよくせつ そうだん ほうりつ まえ かんとくしょうちよう
会に直接の相談はない。ただし、法律のできる前から監督省庁である
きんゆうちよう しどう おんせいえーていーえむ だいひつだいでくし す て む かつよう
金融庁からの指導により音声ATMや代筆代読システムを活用してい
る。ほうし こうまえ ぎんこう かくにん ぎんこう へいせい
る。法施行前に、いくつかの銀行に確認したところ、ある銀行では、平成
ねん がつ ぜんこういん たいしょう いーらー にんぐ おこな
28年3月に全行員を対象にeラーニングを行ったとのことだった。ま
た、ゆにばーさるでざいん しんがたえーていーえむ けんしゅう しょうがいしゃ かつ いけんや
た、ユニバーサルデザインの新型ATMの研修や障害者の方の意見や
そうだん たいおう ぶしょ めいかく
相談に対応する部署を明確にするなどしている。

いしそ ねい いん けんしゅう こうぎけいしき き お たが
(石曾根委員) 研修については、講義形式で聞いて終わりではなく、お互い
かいわ はなし き ひと ば はな よ そうほうこう い
に会話をしたり、話を聴いた人にその場で話させると良い。双方向の意
けんこうかん だいじ
見交換が大事である。

すやま いん わたし ねん ほけんがいしゃ はたら じき じんけんけんしゅう
(須山委員) 私は15年ほど保険会社で働いていた。その時期は人権研修が
ちようど 出で来ていた時期だった。そこで、他の社員に理解してもらうた
めに、しゃない しゅわきーくる た あ ひとこと けんしゅう い
めに、社内で手話サークルを立ち上げた。一言で研修と言ってもいろい
ろな 形 があると思う。

わだ いいん せいしんしつかん いま だいしつべい ひと しょうじょう でかた ひとり
(和田委員) 精神疾患は、今や5大疾病の一つである。症状の出方も一人ひとり違う。私の所属している当事者グループでは、精神障害の語り部活動の隊員を募集している。若い年齢で発症する子どもたちへのフォローや予防、学校教員の鬱、若い親の発症が話題になっている。主に中学校、高校、大学で精神障害の正しい理解のための啓発が必要。また精神障害になっても人生は終わりじゃないということを伝えたい。学校だけでなく、企業や地域にも広げていきたい。

まえざわ いいん けんしゅう とりくみ ひと ほうじん けんしゅう
(前沢委員) 研修の取組について2つ。一つはうちの法人での研修についての話だが、毎年人権研修を行っており、その中で当事者を呼んで話をしてもらっている。また、施設運営上、一度に職員全員が集まることができないため、それぞれで受けるという形にしている。もう一つは研修のあり方として、小学校などでよくやっている体験型がよいのではないかと思う。ただ話を聞くだけよりも、対話や短い時間であっても体験をすることによって、その後の窓口対応などに、より活かせるのではないか。

ならざき いいん みな けんしゅう じっし HP の どうじしゃ み
(奈良崎委員) 皆さん研修を実施し、HPなどにも載せているが、当事者が見ていないのではないかと。誰が作っているのか疑問。イメージだけで作っているのではないかと。以前、知的障害の研修をやらせてもらったときに、資料を全部ひらがなで送りましたと言われた。イメージでだからそうなるってしまう。皆さんは研修をやるが、我々当事者の研修がない。自分い

外の他の障害を知る機会がない。例えば、私は発達障害についてテレビなどで見て「へー」と思うが、理解はしていない。そういう意味では、当事者同士も研修をやらないといけないのではないか。当事者同士の差別も多いので、理解を進めるためには必要。

(大野委員) 資料4について、質問が2つ。1つ目は講師の紹介をする際に、障害企画課が間に入ることになっているが、これは講師のマッチングに限られるのか。その後の調整については当事者同士で進めていくのか。ということ。2つ目は講師について、今後増やしていくイメージがあるのか。

(事務局) 1点目については、あくまでもご紹介をする形なので、調整については直接やり取りをしてもらおう。2点目は、今回は地域協議会の委員を中心に取組を始めさせていただいた。一部は団体の方に紹介していただいたところもあるが、今後は実施状況を踏まえて、広がりについては検討していきたい。

(山下委員) 4月のシンポジウムについて、いわゆる一般の方が少なかった。なので取組としてはいかに一般市民に伝えていくかということだと思おう。ある意味予想通りではあったが残念だった。啓発の件で、オモロライプロジェクトとして昨年度からさまざまなことに取り組んできた。足を運んだ先で映画監督とプロデューサーと出会い、いかに一般市民に知ってもらおうかということで短編映画のようなものを作ろうという話が

で出ている。興味がある方はオモロライフプロジェクトの事務局に問い合わせてもらいたい。1点質問がある。ヘルプマークというものを東京都が作っているが、横浜市としては同じようなものを活用してはどうか。(山田委員) ヘルプマークについては、横浜市内でも配付することになっており、各区の高齢・障害支援課で配慮が必要なことを示したいことを希望する方にお配りしている。

(奈良崎委員) 虹呼ぼうという活動を去年の11月から進めている。津久井やまゆり園の事件について、知的障害の仲間たちやいろんな人と話している。もうすぐ一年が経つので、大きいシンポジウムをやりたいと思っている。なぜ虹呼ぼうというかと言うと、障害者でもいろんな色がある、同じ知的障害でもいろんな色があるということから。今回はゲストを呼んで、私がいろいろと質問をする。驚くかもしれないが、これまで知的障害の本人は親や支援者と一緒になって、やまゆり園のことを話さなかった。今回は親を呼ぼう、支援者を呼ぼう、関係者を呼ぼう、一般の人を呼ぼうということになった。7月8日に開催する。様々な特典もある。一人でも多くの人に参加してもらいたいのでよろしくお願いいたします。

3 情報提供

(事務局) (資料6について説明)

4 連絡事項等

	<p>・ 次回の開催日程について（11～12月頃を予定）</p> <p>・ 会議録の作成について</p>
<p>資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料 1 相談対応事例一覧（平成28年10月～平成29年3月）</p> <p>資料 2 障害者差別に関する相談対応の課題</p> <p>資料 3 意見交換や情報交換をするテーマ「障害者差別に関する相談対応」</p> <p>資料 4 事業者が実施する従業員研修等への協力の取組</p> <p>資料 5 意見交換や情報交換をするテーマ「事業者が実施する従業員研修等への協力の取組」</p> <p>資料 6 障害者差別の解消に関する市の取組状況</p> <p>奈良崎委員提供資料 「自分たちのことを自分たちのことばで話そう ～津久井やまゆり事件から1年～」</p>